

保護者様

新潟県立村松高等学校長 渡辺 欣彦

## 出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

## ◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって 3 日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって 2 日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	11 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

## 主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

## 登校許可証明書

年 組 氏名

診断名〔 〕			
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。			
初診日	平成	年	月 日
登校しても良いと認められる日	平成	年	月 日
平成 年 月 日 医療機関名			

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エボラ出血熱                      ○ クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>○ 痘そう                              ○ 南米出血熱</li> <li>○ ペスト                              ○ マールブルグ病</li> <li>○ ラッサ熱                          ○ 急性灰白髄炎(ポリオ)</li> <li>○ ジフテリア                      ○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS)</li> <li>○ 鳥インフルエンザ (H5N1)</li> <li>○ 新型インフルエンザ</li> </ul>
第 2 種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インフルエンザ (H5N1を除く)      ○ 百日咳</li> <li>○ 麻疹 (はしか)                      ○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)</li> <li>○ 風疹 (三日ばしか)                ○ 水痘 (水ぼうそう)</li> <li>○ 咽頭結膜熱 (プール熱)            ○ 結核</li> </ul>
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コレラ              ○ 細菌性赤痢              ○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157)</li> <li>○ 腸チフス</li> <li>○ パラチフス      ○ 流行性角結膜炎 (はやり目)</li> <li>○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病)</li> <li>○ その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶連菌感染症    ・手足口病    ・ウイルス性肝炎    ・ヘルパンギーナ</li> <li>・マイコプラズマ肺炎              ・流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)    等</li> </ul> </li> </ul>

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。